

天皇の退位等に関する皇室典範特例法案 新旧対照条文 目次

- 皇室典範（昭和二十二年法律第三号）（附則第三条関係） 1
- 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）（附則第十条関係） 2
- 宫内庁法（昭和二十二年法律第七十号）（附則第十一条関係） 3

○ 皇室典範(昭和二十二年法律第三号) (附則第三条関係)

(傍線部分は改正部分)

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則 ①～③ (略)</p> <p>④ この法律の特例として天皇の退位について定める天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成二十九年法律第 号)は、この法律と一体を成すものである。</p>	<p>附則 ①～③ (略) (新設)</p>

○ 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二条 「国民の祝日」を次のように定める。</p> <p>（略）</p> <p>天皇誕生日 二月二十三日 天皇の誕生日を祝う。</p> <p>春分の日 春分日 自然をたたえ、生物をいつくしむ。</p> <p>（略）</p> <p>（削除）</p>	<p>第二条 「国民の祝日」を次のように定める。</p> <p>（略）</p> <p>春分の日 春分日 自然をたたえ、生物をいつくしむ。</p> <p>（略）</p> <p>天皇誕生日 十二月二十三日 天皇の誕生日を祝う。</p>

○ 宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第一条 この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。</p> <p>第二条 宮内庁は、第二条各号に掲げる事務のほか、上皇に関する事務をつかさどる。この場合において、内閣府設置法第四条第三項第五十七号の規定の適用については、同号中「第二条」とあるのは、「第二条及び附則第二条第一項前段」とする。</p> <p>2 第三条第一項の規定にかかわらず、宮内庁に、前項前段の所掌事務を遂行するため、上皇職を置く。</p> <p>3 上皇職に、上皇侍従長及び上皇侍従次長一人を置く。</p> <p>4 上皇侍従長の任免は、天皇が認証する。</p> <p>5 上皇侍従長は、上皇の側近に奉仕し、命を受け、上皇職の事務を掌理する。</p> <p>6 上皇侍従次長は、命を受け、上皇侍従長を助け、上皇職の事務を整理する。</p> <p>7 第三条第三項及び第十五条第四項の規定は、上皇職について準用する。</p> <p>8 上皇侍従長及び上皇侍従次長は、国家公務員法（昭和二十二年法</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。 (新設)</p>

律第二百十号) 第二条に規定する特別職とする。この場合において、特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十号。以下この項及び次条第六項において「特別職給与法」という。)及び行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号。以下この項及び次条第六項において「定員法」という。)の規定の適用については、特別職給与法第一条第四十二号中「侍従長」とあるのは「侍従長、上皇侍従長」と、同条第七十三号中「の者」とあるのは「の者及び上皇侍従次長」と、特別職給与法別表第一中「式部官長」とあるのは「上皇侍従長及び式部官長」と、定員法第一条第二項第二号中「侍従長」とあるのは「侍従長、上皇侍従長」と、「及び侍従次長」とあるのは「侍従次長及び上皇侍従次長」とする。

第三条 第三条第一項の規定にかかわらず、宮内庁に、天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成二十九年法律第 号)第二条の規定による皇位の継承に伴い皇嗣となつた皇族に関する事務を遂行するため、皇嗣職を置く。

2| 皇嗣職に、皇嗣職大夫を置く。

3| 皇嗣職大夫は、命を受け、皇嗣職の事務を掌理する。

4| 第三条第三項及び第十五条第四項の規定は、皇嗣職について準用する。

5| 第一項の規定により皇嗣職が置かれている間は、東宮職を置かないものとする。

6| 皇嗣職大夫は、国家公務員法第二条に規定する特別職とする。こ

(新設)

の場合において、特別職給与法及び定員法の規定の適用については、特別職給与法第一条第四十二号及び別表第一並びに定員法第一条第二項第二号中「東宮大夫」とあるのは、「皇嗣職大夫」とする。